

法学部教員 研究テーマ集

のいしき なおと
野一色 直人

法学部 教授
修士（法学、東京大学）
Master of Laws（法学修士）
租税法

学内における活動

□産大法学編集委員長
（2019年4月1日から）

学外における活動

□大阪府行政不服審査会委員（2016年4月1日から）

□大阪府固定資産評価審査会委員（2014年3月1日から2016年2月29日、2016年4月1日から2018年3月31日）

主要な研究業績

□著書 谷口勢津夫・高龍司・野一色直人・木山泰嗣『基礎から学べる租税法 第2版』（弘文堂、2019年）

□論説 「消費税における課税対象」税法学573号（2015年）

□論説 「税務調査における提出物件の留置きをめぐる諸問題」大阪学院大学法学研究38巻1号（2011年）

最近の研究業績

□論説 「地方税に係る最近の争訟の概要と特色－行政不服審査会の答申を素材として－」産大法学53巻2号（2019年）

□論説 「消費税法上の連帯納付に係る責任の検討の意義と課題－英国において新たに創設されたVATの連帯納付に係る責任等を素材として－」税法学580号（2018年）

□論説 「宿泊税の徴収の方法に係る法的課題－特別徴収義務者をめぐる法的課題を中心に－」共栄法律事務所編『法の理論と実務の交錯－共栄法律事務所創立20周年記念論文集』（法律文化社、2018年）

□研究テーマ

租税手続、消費税及び地方税に係る法的問題の研究

□研究の取組み

研究テーマの1つが租税手続に係る法的問題の研究です。国税通則法等の租税法上、どのように、納付すべき税額が成立し、確定するのか（そもそも、ここで言う「成立」の意味は、「確定」の意味は何か等）、確定申告書の提出や納付すべき税額の納付が遅れた納税者に対して、どのような場合、一定の金銭的負担である加算税等を求めることができるのか、あるいは、特定の納税者の税額に関する税務署長等の判断（税務署長等の更正処分等）に対して、どのような手続により、不服申立て等を行うことができるのか等といった法的の研究を行っています。他の法制度や外国の制度等を踏まえ、手続法上、検討すべき課題はないのか、新たに設けられた制度の意義等に係る研究も進めています。

また、国税通則法や地方税法が規定している現在の制度の概要等を整理すること、そして、条文を解釈することは重要であることは勿論ですが、国税通則法や地方税法における租税手続に関する争訟（紛争）の分析や新たに設けられた制度に関する整理等を通じて、国税通則法等の租税手続の課題を明らかにし、今後目指すべき租税手続の方向性を考えることも必要であると思われます。このような検討を進める上で、例えば、他の法分野や他の学問分野（経済や歴史等）の議論等を踏まえ、研究を進めることを心がけています。

別の研究テーマの1つが消費税に係る法的問題の研究です。例えば、インターネットを介したサービスの提供と消費税との関係、仮想通貨（暗号資産）等に関する消費税の課税関係に係る研究を進めています。前者に関して、電子書籍等を配信する外国の事業者に関して、新たに設けられた登録国外事業者制度の意義を外国の制度と比較しつつ、法的な意義や課題を整理しています。また、後者に関して、仮想通貨の譲渡等に対して消費税を課税するとの改正や外国の新たな制度に係る整理等を踏まえつつ、消費税法上、経済活動の変化に対応して、どのような課題が残されているのか等の研究を進めています。

さらに、別の研究テーマの1つとして、経済社会の変化により生じた新たな地方税に係る法的課題の考察を進めています。地方税法上、宿泊税等の法定外税や地域決定型地方税制特例措置等の活用により、地方公共団体の課税自主権を確保するための制度が設けられています。ただ、経済社会の急激な変化により、地方税法の解釈、地方公共団体における地方税の執行等に関して、新たな法的課題が生じています。新たに生じた地方税の法的課題に関しては、必ずしも、十分に整理・分析が行われていないことから、公表された最近の争訟事例、外国の動き等を踏まえつつ、経済社会の変化に対応した今後の地方税の法的枠組みの具体的な方向性

に係る研究を進めています。